

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東松山市長 森田 光一

市町村名 (市町村コード)	東松山市 (11212)
地域名 (地域内農業集落名)	上唐子・新郷・下唐子 (上唐子一、上唐子二、上唐子三、上唐子四、新郷、下唐子一、上唐子二)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者の耕作する農地面積が約50%となっている。
 ・後継者不足が深刻である。
 ・地域内で農地の現状に大きな差がある。
 ・畑は基本優良な農地であるが、集積が進んでいる地域と、家族経営が多い地域と、荒廃が進んでいる地域がある。いずれも、農業収入で生活できるだけの所得があげられないため、荒廃した又は荒廃し始めている状況である。
 ・田は耕地整理されておらず、排水不良の農地が多い。水路の浚渫作業も人力では不可能なレベルになっており、荒廃が進んでいる。
 ・地域内でも、資産としての価値がある農地とそうでない農地があるため、すべてをまとめて同じ計画の中に入れるのは難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の耕作者だけでは荒廃が進む一方であるため、後継者の発掘と育成が重要である。そのためにも、農業の所得向上が実現し魅力的な産業にしていく必要がある。
 優良な農地が多いが荒廃が進んでいる現状を改善するには、大規模経営が可能な法人化や法人誘致も考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	116.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	116.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域を基本の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
自宅に隣接した農地での家族経営が多いこともあり、現状集団化を進めるのは難しいため、慎重に集積集団化を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
自宅に隣接した農地での家族経営が多いこともあり、農地中間管理事業への加入を進めるのは難しいため、慎重に活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者等のニーズを踏まえ、ほ場整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内外から多様な経営体を確保するため、市・農業委員会・JAなどの関係機関と連携して相談体制を確立する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

策定区域図

